

平成 28 年 2 月 25 日

## 一般社団法人投資信託協会の規則に従い投資信託委託会社のウェブサイトにおいて開示される監査報告書及び財務諸表等について

### 1. 背景

平成 25 年の金融商品取引法並びに投資信託及び投資法人に関する法律の改正により、投資信託に係る開示制度の見直しの一環として報告書代替書面制度が導入されました。

投資信託の有価証券報告書等では、特定有価証券の開示に関する内閣府令に基づき「委託会社等の経理状況」として投資信託委託会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表及び当該財務諸表に係る監査報告書が開示されます。委託会社は、従来、各投資信託の有価証券報告書等が開示される都度、委託会社の財務諸表及び監査報告書を開示する必要がありましたが、当該制度を採用し、報告書代替書面を提出及び公表することにより、各投資信託の有価証券報告書等での重複開示を避けることが可能となりました（金融商品取引法第 24 条第 14 項及び第 24 条の 5 第 13 項）。

これに伴い、一般社団法人投資信託協会は、「定款の施行に関する規則」を改正し、各正会員会社に対し、当該制度を利用するか否かにかかわらず、自社の財務状況等を表す財務諸表、中間財務諸表について、公認会計士又は監査法人から監査証明を取得したとき、及び同規則に基づき報告した内容について純資産額の合計額で 30%以上の増減があったときは、「委託会社等の経理状況」を含む「正会員の財務状況等に関する届出書」及び「正会員の財務状況等に関する変更届出書」を同協会に提出し、正会員会社のウェブサイトにおいて当該書面を掲載するとともに、同協会のウェブサイトにリンク先を登録することを義務付けました（「定款の施行に関する規則」第 10 条第 1 項第 17 号及び第 18 号、別紙様式第 21 号及び 21-②号）。

### 2. 留意点

このような開示制度の改正に伴い、平成 26 年 12 月 1 日以降、各委託会社のウェブサイトにおいて、「委託会社等の経理状況」が監査報告書とともに開示されることとなりました。

当該ウェブサイトにおいて開示される監査報告書は、紙媒体による書類として作成された監査報告書に記載された事項を委託会社が電子データ化して掲示する点にお

いて EDINET で提出する監査報告書と同等又はそれ以上のリスクを有するものと考えられます（自主規制・業務本部 平成 26 年審理通達第 2 号「EDINET で提出する監査報告書及び財務諸表等に関する監査上の留意点」参照）。

したがって、監査人は、ウェブサイトにおいて開示される最終の「委託会社等の経理状況」と同一のものを紙媒体によって入手し、これにつづり込まれた監査報告書に署名・押印後、委託会社及び監査人双方が保管するなどして、監査人が監査の対象とした財務諸表等及び提出した監査報告書を明確にするなど、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

監査人は、当該ウェブサイトにおいて下記のとおり記載するよう委託会社に依頼することが適當と考えられます。

**【各社のウェブサイトにおける記載例】**

協会報告書面中の監査報告書/中間監査報告書は、監査報告書/中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

ウェブサイトにおいて開示される監査報告書については、監査報告書の原本との同一性が確保されていることを確かめるために、監査人は、監査報告書の原本の記載事項と監査報告書に記載された事項を電子データ化してウェブサイトにおいて開示されたものとが同一であることを確かめることができます。当該手続は、監査の終了後に行われるため監査手続には含まれません。

また、ウェブサイトにおいて開示される「委託会社等の経理状況」についても、監査の対象とした財務諸表等との同一性が確保されていることを確かめるために、監査人は、監査の対象とした財務諸表等の記載事項とウェブサイトにおいて開示されたものとが重要な点で同一であることを確かめることができます。当該手続も監査の終了後に行われるため監査手続には含まれません。

なお、当該留意点については、中間監査報告書及び中間財務諸表についても同様に考えられます。

以上